

複業パートナー規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）の業務に関する外部協力者（以下「複業パートナー」という。）に関し必要な事項について定める。

第2条（定義）

本規程における複業パートナーとは、第4条によって当協会と業務委託契約を結んだ個人をいう。

第3条（業務の種類）

複業パートナーに委託することができる業務の種類は以下の各号に掲げるとおりとする。

- （1）専門業務 特定の資格又は専門知識を必要とする業務
- （2）不定期業務 一時的な人員体制の強化を必要とする業務
- （3）その他理事会が認めた業務

第4条（契約）

- 1 当協会は、委託する業務の性質に応じて、複業パートナーと業務委任契約又は業務請負契約を締結する。
- 2 理事会は、前項の契約締結時に、契約の履行状況の監督や成果物の検収を行う業務執行理事を任命するものとする。
- 3 契約期間は、1ヶ月から2年の範囲で業務の性質等に応じて理事会が決定するものとする。

第5条（委託料）

委託料は、別表に掲げる金額を上限とし、業務の性質等に応じて理事会が決定するものとする。

第6条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、理事会が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（2022年3月28日）

本規程は、2022年4月1日より施行する。

別表

第3条に定める業務の種類	委託料の上限
専門業務	70,000円／月
不定期業務	50,000円／月
その他理事会が認めた業務	50,000円／月